

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2020年12月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 所得税申告書や監査報告書等の提出期限の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、納税者が法令・規制の遵守において直面している問題を考慮し、直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes：以下「CBDT」）は、2020年10月29日付で通達を出し、2019～2020年度の所得税申告書¹及び各種監査報告書の提出期限を延長する旨、通知を行った。

納税者の分類		現在の提出期限	修正後の延長された提出期限
A	2019～2020年度の所得税申告		
	1 納税者が法人の場合	2020年11月30日	2021年1月31日
	2 上記A1に該当しない納税者で、ITA又は当面施行されるその他法律に基づき会計監査が義務付けられている納税者	2020年11月30日	2021年1月31日
3 ITA又は当面施行されるその他法律に基づき会計監査が義務付けられている法人の取引先である納税者	2020年11月30日	2021年1月31日	
B	（国際取引／国内の特定取引に関して）フォームNo. 3CEBで移転価格報告書の提出を義務付けられている納税者	2020年11月30日	2021年1月31日
C	ITAに基づき、各種監査報告書の提出（税務調査報告書、国際取引／国内の特定取引に関する報告書など）	2020年11月30日	2021年1月31日

なお、2018～2019年度分の期限後申告／修正申告の提出期限は、引き続き2020年11月30日までである。

2. 2020年10月1日よりGSTの電子請求書システムが稼働開始、一定期間は緩和される

2017～2018年度以降の会計年度において、総売上高が50億ルピーを超える企業を対象に、GST（Goods and Services Tax）の電子請求書システム（E-invoicing）が2020年10月1日より稼働開始する。また、インド政府は、2020年10月1日から2020年10月31日までの期間に発行された請求書に対しては適用を緩和することを発表した。

GSTの電子請求書システムでは、対象納税者は、2020年10月1日以降に発行する企業間取引（B2B）及び輸出取引の請求書全てに対して、インド政府指定の請求書登録ポータル（Invoice Registration Portal：以下「IRP」）から請求書識別番号（Invoice Reference Number：以下「IRN」）を取得しなければならない。借方票及び貸方票も電子請求

¹ 1961年所得税法（ITA：Income Tax Act, 1961）

書システムの対象となる。企業対消費者間取引（B2C）の請求書及び銀行、金融機関、非銀行系金融機関、保険会社、貨物輸送・旅客輸送サービスプロバイダ、経済特区にある複合映画館の映画館主などの一部の特定納税者は、電子請求書システムの管理対象外である。

緩和対策の一つとして、インド政府は、2020年10月1日から2020年10月31日までの期間に発行された請求書に対してIRNが生成できない対象納税者は、その請求書の日付から30日以内にある要件を満たすことが可能であることも公表している。その要件とは、B2Cの特定の請求書に動的QRコードを付けることであるが、2020年11月30日まで一時保留となっている。

3. 移転価格スタディ²の継続的な実施を行わない非居住者企業には罰金が科される

非居住納税者は、自社の移転価格スタディを継続して実施しなければならず、インドの自社の関係会社による移転価格スタディに依拠してはならない。最近の決定では、デリー裁判所は、全ての納税者がITAのセクション92Dで定められているとおり、必要な文書を保存する義務があると判断した。さらに、同裁判所は、非居住納税者が自社の移転価格文書を保存することについて、いかなる例外／除外も認めないと判断した。また、同裁判所は、インドの関係会社からの証拠書類に依拠することは十分ではないと判断している。うん。

4. 配当分配税は租税条約上の税率を超えてはならない

デリー裁判所の決定は、2020年4月1日より以前の年度に関するもので、インド企業が国内の税法に基づき、配当分配税（Dividend Distribution Tax：以下「DDT」）15%に附加税及び教育目的税が加算された税額を支払わなければならない、株主の手に渡った配当金は課税の対象ではなかった。同裁判所は、株主に支払われる配当金に関して租税条約の条項で定められているとおり、DDTは配当金に係る税率を超えてはならないとの判決を下した。この判決は、ドイツ人株主の訴訟に対して下されたものである。日本をはじめさまざまな国において、租税条約で定められている配当金に係る税率は、一般的に約10%である。

この判決により、ドイツの居住者及び日本の租税条約と同様の租税条約を結んでいる其他国の居住者に支払われた配当金であれば、軽減されることになる。しかし、この判決に依拠する一方で、日印租税条約はDDTが導入される前に締結されたことに留意する必要がある、まずは1997年財政法を参照されたい。この判決に至るまでに同裁判所が考慮した点の一つがこの財政法である。他に考慮した点には、受益者、恒久的施設の存在などがあり、これらも留意すべき点である。

5. CBDTが2020年直接税紛争解決法に基づく期日を通達・修正

インド政府は、2020年3月17日に「2020年直接税紛争解決法」（Direct Tax Vivad se Vishwas Act, 2020：以下「VsV法」）を制定した。これは、所得税に関する係争中の訴訟数を減らし、政府に収益をもたらす、納税者にも安心、確実性及び訴訟手続に要していたであろう時間と資源の節約という利益をもたらすことを目的としている。

VsV法により、（同法の定めに基づき、）納税者は、（同法の定めに基づく）一定の最低税額の支払に係る一定の利息と罰金を免除される。VsV法が成立した時点では、納税者が2020年3月31日を過ぎて最低税額の支払を行っている場合、追加税（つまり、最低税額への加算税）の支払が必要であった。この日付は、2020年12月31日まで延長された。これとは別に、VsV法セクション5(2)に従い、納税者は、VsV法セクション5(1)に定められている指定の税務当局より証明書を受領してから15日以内に最低税額の支払を済ませなければならない。

現在、CBDTでは、次の通達を出している。

- 2020年10月27日付の通達にて、VsV法に基づく税金滞納に関する最終申告期限及び最低税額の最終支払期日を通知している
- 2020年10月28日付の通達にて、VsV法セクション5(2)に従い、納税者が直面している不当な苦勞を取り除く旨を通知している

通達の要点は、次のとおりである。

- 納税者は、2020年12月31日までに（VsV法セクション4の規定に従い）税金の滞納について指定の税務当局に申告が可能である
- 最低税額の支払期日は、2021年3月31日まで延期された。最低税額の支払が2021年4月1日以降になった場合は、追加税の支払が発生する
- 申告者（つまり、納税者）がVsV法に従い2020年12月31日までに申告した場合、指定の税務当局は（VsV法に基づき証明書を発行するとともに、）当該申告者が2021年3月31日までに最低税額の支払を行うようにすることが明確化されている

2 Transfer Pricing (TP) study：各国が順守する移転価格税制に基づいた移転価格の検証・検討

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

International Tax and M&A インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia btimbadia@deloitte.com

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni kpawan@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800 (代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001